

建設アスベスト訴訟

埼玉アスベスト弁護団
弁護士 増田悠作

最高裁判決(決定)と残された課題と給付金制度について

1 はじめに

アスベストを原因とする疾病に関する労災認定については、その半数以上を建設業従事者が占める事態が続いています。

当事務所所属の弁護士も弁護団に加わっている建設アスベスト訴訟は、現在も広がり続ける建設業従事者のアスベスト被害に対して、国とアスベスト建材製造企業の被害者への真摯な謝罪と賠償を求める訴訟です。2008年5月の首都圏第1陣訴訟の提訴から13年が経過し、原告数(遺族含む)は全国で1200名を超えています。建設アスベスト訴訟では、提訴時から一貫して、単に勝訴判決を得るだけでなく、国と建材メーカーの抛出による全ての建設アスベスト被害者への補償基金の創設をはじめとする国のアスベスト対策の抜本的な転換を求めて長年闘ってきました。

今般、東京・神奈川・京都・大阪の各1陣訴訟の最高裁判決(及び決定)及

び給付金制度の創設によって、課題を残しながらも、基本的勝利といえる成果を得ることができました。

2 最高裁判決及び決定

(1) 概要

最高裁は、昨年8月から本年3月にかけて、神奈川・東京・京都・大阪の各1陣訴訟について、順次、上告受理・不受理の決定を出し、労働者のみならず一人親方等に対する国の責任を認め、高裁判決が確定しました。

また、京都・大阪の各1陣訴訟に対する最高裁決定において、高裁で責任が認められた建材メーカーの多くの上告受理申し立てを認めなかったことで、高いシェアを有する建材メーカーらの共同不法行為責任を認めた高裁判決が確定するに至りました。そして、本年5月17日、最高裁判所第1小法廷(深山卓也裁判長)によって、神奈川・東京・京都・大阪の各1陣訴訟について、国の責任期間や違法事

由、一人親方等に対する国の責任を認めた理由を明らかにするとともに、建材メーカーの責任期間や注意義務の内容、共同不法行為を認める法理等を明らかにする判決が出されました。

(2) 国の責任について

最高裁判決は、国は、1975年10月1日(石綿吹付け作業に関しては1972年10月)から2004年9月30日までの間、事業主に対し、屋内において石綿粉じん作業に従事する際に防じんマスクを着用させる義務を怠ったこと、そして着用義務を有効なものにするために、建材への適切な警告表示(現場掲示を含む)を義務付けるべきであったにも関わらずそれを怠ったことは著しく不合理であるとして、国賠法1条1項に基づいて、国の責任を認めました。

また、最高裁判決は、安衛法57条の「物」の規制や同22条等の「場所」の規制については、安衛法2条2号の労基法上の労働者のみを保護する趣旨ではなく、労働者に該当しない作業者も

保護する趣旨であることから、一人親方等の原告との関係でも、国の不作為は国賠法1条1項の適用上違法であるとして、国の責任を認めました。

建設アスベスト訴訟に関する初の最高裁判決において、労働者だけでなく一人親方等に対する国の責任が認められたことは極めて大きな意義を有しており、実際にもこの最高裁判決後に成立した石綿建設被害給付金法によって、一人親方等の被害者も含めて救済する制度ができました。

もともと、最高裁は、屋外作業者に対する国の責任について、予見可能性がなかったなどとしてこれを否定し、他にも責任期間が短すぎることや除斥期間を設けたことなど、不十分な点も残っています。

(3) 建材メーカーの責任について

最高裁は、建材メーカーらの共同不法行為責任について、①石綿含有建材が被災者らが就労した現場に到達し、②被災者が石綿含有建材を取り扱うことにより累積的に石綿粉じんには

く露し、③これらのことを建材メーカーらが想定し得たこと、及び④石綿関連疾患発症の寄与度が不明な場合には、被害者保護の見地から、民法719条1項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると判示しました。

さらに、石綿含有建材が被災者の作業する現場に相当回数にわたり到達していたとの事実(前記①)の立証方法として、国交省「データベース」の信用性を認め、職種ごとの主要な露建材を特定し、石綿含有建材のシェアと被災者が就労した現場数に基づく確率計算により建材現場への到達の事実を推認することができるとの判断を示しました。

このように、最高裁が、原告らが行ってきた立証方法によって建材メーカーらの共同不法行為責任を認めたことは極めて画期的な意義を有しています。

もともと、最高裁は、国の責任を否定したのと同様の理由で、屋外作業に関わる建材製造企業3社(クボタ、ケイミュー、積水化学工業)の責任を否定したことなど、課題を残しています。

3 最高裁判決後の成果

(1) 係属訴訟の和解

(3) 国との継続協議
国との基本合意においては、国と建設アスベスト訴訟全国連絡会による「石綿被害を発生させないための対策、石綿関連疾患の治療・医療体制の確保、被害者に対する補償に関する事項」について、継続協議を行っていくことが定められました。この継続協議の中で、今後、最大の課題である建材メーカーによる賠償や、違法期間外就

最高裁判決後、原告団及び弁護団らは、国との間で基本合意書を締結し、現在係属中の訴訟の原告との関係で、統一和解が進められています。この基本合意に基づく和解は、事実上、泉南アスベスト訴訟において認められた国の責任割合である2分の1に近い水準を勝ち取ることができました。

(2) 給付金制度の創設

国と建設アスベスト訴訟全国連絡会の基本合意書の締結を受け、本年6月9日、「特定石綿建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立しました。

このように、3万人を超えるといわれる未提訴の建設アスベスト被害者が、裁判でなく行政救済によって国の賠償(給付)金を受け取れる「支払基金」を設置させるという画期的な成果を得ることができました。

労の被害者、屋外作業従事者の救済策、除斥期間等についても議論していくこととなります。

4 残された課題

最高裁判決(及び決定)においては、専ら屋外作業や改修・解体作業に従事した被害者らの問題、違法期間の始期及び終期、除斥期間の問題など、被害者全員の救済との関係では大きな課題が残されました。

その中でも最大の問題は、被告建材メーカーらが、最高裁判決で責任が認められた10社も含め、差戻し審や係属訴訟において依然として抵抗を行い、補償基金への参加はもとより、原告・弁護団との和解に背を向け続けていることです。

5 埼玉訴訟について

埼玉アスベスト弁護団は、昨年3月24日、埼玉県内に居住している建設アスベスト被災者およびその遺族らを原告とし、国及び石綿含有建材の製造販売企業20社を被告として、国の規制権限の不行使及びメーカーの警告表示義務違反等によって石綿関連

疾患に罹患したことに対する損害賠償を求める訴訟をさいたま地方裁判所に提起しました。

埼玉訴訟の原告数は被災者ベースの人数で48名おり、埼玉県内にも建設アスベスト被害が広がっていることを示しています。

6 最後に

国との関係では、現在、訴訟継続中の原告らについては、基本合意に基づいた和解を進めています。しかし、抵抗を続ける建材メーカーらの攻防は今後も続く見込みです。専ら屋外作業や改修・解体作業に従事した被害者らに対する責任は今後も追及していかねばなりません。埼玉訴訟における私の担当原告2名は、お一人とも昨年の提訴後に亡くなってしまいました。他にも、残された時間がわずかしか無い被害者がたくさんおり、一刻も早い解決が必要です。

全ての建設アスベスト被害者の早期救済を実現するため、引き続きご支援をお願いします。